



市議会だより

いわくら

平成30年

2018.2.1

No.213

編集
発行

議会広報委員会
岩倉市議会
〒482-8686
岩倉市栄町一丁目66番地
TEL 0587-38-5820 議会直通
FAX 0587-66-0055



12月定例会では手話通訳者を配置しました。

主 な 内 容

☆ 12 月定例会概要

「安全安心カメラに関する議案を可決！」

2, 3

☆ 12 月定例会の議案等

4 ~ 6

☆ 市民の声を代弁 13 名の議員が一般質問

7 ~ 20

☆ 「議会改革」の今後の取り組み

21

☆ 行政視察レポート

22, 23

☆ 市議会からのお知らせ

24

・議会報告会を開催します！
・「議会サポーター制度」のパブリックコメント開始！

岩倉市議会ではホームページでも情報公開をし、情報公開 No.1 を目指しています。議会の様子も動画で見ることができますので、ぜひご覧ください。

※岩倉市ホームページ (<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>)

→ 岩倉市議会

または、インターネットで岩倉市議会を検索

岩倉市議会

検索

12月

定例会の
あらまし

12 月定例会(第4回)
は、12月4日から
12月20日までの17日間
の会期で開催されまし
た。

この定例会では、「岩
倉市安全安心カメラの
設置及び運用に関する
条例の制定について」
をはじめ、市長提出議
案19件、請願1件など
の審議を行いました。
国・県への意見書につ
いての委員会提出議案
3件についても可決
し、意見書を提出しま
した。(6ページ)

また、一般質問では、
議員13名が市政全般に
わたり質問しました。
(7ページから20ペー
ジ)



安全安心カメラに関する議案を可決！

安全安心カメラの映像のイメージ

条例に 関する議案

問 実際に犯罪が起き
た際には、警察な
どからデータを要求され
ると思うが、データを受
け渡す流れについて、ど
のような想定をしている
のか。

答 捜査関係のデータ
提供では、刑事訴
訟法に基づく捜査照会事
項になる。その場合には、
書類をいただき、その犯
罪の場所、日時など詳細
なものを聞いた上でデー
タを開示していくことに
なる。また、開示する際
にも、その目的以外に使
用しないよう制限をする
ため、刑事訴訟法であれ
ば裁判所等の公的機関以
外への開示を行わない旨
の制限もつけて開示する
予定である。

問 条例の中身を見る
と、防犯的な部分
に加えて、いわゆる見守
りという部分についても
考えられている。一般
的には防犯カメラと呼称す
ると思うが、安全安心カ
メラという名称にした理
由は何かあるのか。

答 防犯カメラと聞い
たときに、例えば
大型店舗内にあるカメラ
や、今回のように公共の
場所の犯罪防止に役立
てるものも防犯カメラと
いうように、人によって
様々なイメージを持つて
しまう。そのため、カメ
ラのイメージとして、ど
ういったものを設置運用
していくのかということ
を限定するために「安全
安心カメラ」という名称
に統一している。

問 防犯カメラ設置検討委員会は、条例をつくっていく上で市民参加条例に基づき、どのように関わってきたのか。

答 3月定例会の請願の採択の際に、岩倉市PTA連合会をはじめとする関係団体、関係者等の参加を得た形での協議及び条例の制定についての附帯決議がなされた。これを受けて、今回の検討委員会の中でいろいろと議論していただき、条例案を作成した。

設置箇所については、いろいろな議論はあるが、必要があれば検討委員会の中で、最終的な案を示しながら、議会にも報告をしていきたい。

問 今回の条例制定は、安全・安心まちづくり推進条例に根拠が置かれており、この条例に基づいて安全・安心なまち宣言がされている。そこで条例制定までの流れを説明してもらいたい。

答 安全・安心まちづくり推進条例の中には、「犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること」という市の責務が規定されている。それを受けて、通常から行っている市民による防犯活動、防犯パトロールを継続しながら、それを補完する形で安全安心カメラによる防犯、犯罪の抑止を市の施策として進めていく。また、今回、かなりの台数のカメラを寄附していただくということ、プライバシーや肖像権に対する一定のルールが必要であり、条例化をした。

問 日本弁護士連合会などによる報告会などから、防犯カメラの映像によるえん罪が増えていると聞いている。この安全安心カメラは、市民にとって本当に安心できるものなのか、また、防犯カメラによるえん罪についてどう考えるか。

答 安全安心カメラは、安全・安心まちづくり推進条例に基づき、犯罪の防止に配慮した環境整備のために設置するものである。カメラを設置することによって、市民が安全に、安心して暮らしていける環境をつくっていく。

問 この条例の中には「個人情報保護に配慮すること」、「効果的に犯罪の防止が図られること」と記載されており、どちらか一方に偏るのではなく、バランスを取っていくことが重要だと考えるが、市としてはどのように考えているか。

答 犯罪の抑止という面を第一に考えている。一方で、プライバシーに関する意見も数多くあることも承知している。この条例では、情報の開示については非常に限定的にしている。

予算に 関する議案

問 議会に対して、説明が不十分な寄附のあり方はどうかと思う。保守点検や修繕の費用もかかってくることを考えると、議会側も中身についてしっかりと把握しながら進めていくことが必要だと思うが、そういった資料は示さず進めるのか。

問 カメラ本体の購入費、設置に関する費用は、寄附者が負担し、設置したものを寄附として受けるという形になっている。物品による寄附を受ける場合ももちろんあるが、非常に高額であり、維持していくために市の負担も必要である。設置等に係る金額がどの程度か把握しているのか。

答 開示できる部分については、議会に対して開示している。担当部局としては、寄附者と相談をしながら決めていきたい。

問 寄附とは民法上の贈与契約であるが、今回の寄附では防犯設備一式としか書かれておらず、金額についてもわかっていない。

答 寄附の保証がされていない状況では、地方自治法第222条にあるように、はっきりとした裏づけがない予算となり、認められないのではないかと。また、議会に対して、これから進める事業の詳細がわからない段階で、ほかの予算だけ認めてほしいと言っているようにもとれるが、その点についてどのように考えるか。

答 台数については、すでに、100台と説明している。また、その維持管理に関する部分については今回の予算の中で示したとおりである。

【今回の定例会の議案等の審議結果】

市長提出議案

条例制定・一部改正

- 第67号 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 第68号 岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第69号 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 第70号 尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第76号 岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第77号 岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第78号 岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第79号 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

平成29年度補正予算

- 第71号 平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）
- 第72号 平成29年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第73号 平成29年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第74号 平成29年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第75号 平成29年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第80号 平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第5号）
- 第81号 平成29年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第82号 平成29年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第83号 平成29年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第84号 平成29年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第2号）

その他

- 第66号 専決処分の承認を求める件について（衆議院議員総選挙に関する補正予算）

委員会提出議案

- 第10号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書
- 第11号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書
- 第12号 障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

※上記の議案は全員賛成で可決されました。議案第76号、第77号、第80号については、榎谷規子議員、木村冬樹議員は採決に加わらず、退席しました。

請願

- 第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書…一部採択

陳情

- 第14号 障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める陳情書…採択
- 第15号 陳情書（「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」）…一部採択

※陳情第14号及び第15号は、岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定を準用し、請願と同様に採決を行いました。

12月定例会の主な討論

議案第67号 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例《全員賛成により可決》

【賛成討論】堀 巖議員（閩政クラブ）

日本弁護士連合会（以下「日弁連」）が防犯カメラを法的観点からとらえた声明を平成24年に出しており、その中で犯罪多発地帯であること又は将来犯罪が発生する高度ながい然性が認められる場所であることなどを定めた設置場所に関する基準の重要性が述べられている。しかし、今回の条例には、そのカメラの設置基準が定められていない。

また、今後、安全安心カメラ設置者が、市以外の民間事業者や市民団体となる場合が想定されるが、画像等の適切な管理は想定されているものの、そのデータ開示について適正であるという判断は個々の設置者に委ねられる余地がある。これも、日弁連が示唆しているように第三者機関を設置し、統一した判断により取り扱われるべきだと考える。

付け加えて、市では駐輪場等に防犯カメラを設置した時に、防犯カメラに関する規則を制定している。本条例でいう安全安心カメラは、その本質は一般的な防犯カメラであり、また、既存の駐輪場の防犯カメラも本条例の安全安心カメラの定義に合致する。よって、本条例及び付随する規則を公布したと同時に、既存の防犯カメラの規則を廃止するなどの整理をする必要があることを申し添えておく。以上、不備あるいは疑義が残る条例ではあるが、市民団体からの請願も採択しており、早期に事業が遂行されることを優先するという意味で、この議案に賛成する。

議案第71号 平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）《全員賛成により可決》

【賛成討論】木村 冬樹議員（日本共産党）

今回の補正予算について、議論の焦点となったのが安全安心カメラ管理事業における寄附のあり方である。

寄附者の意向により、設置されたカメラを寄附するという形になっており、カメラ本体の購入費とカメラの設置費が予算に含まれないものとなっている。

質疑の中で、寄附の総額としてはどのくらいになるのかと聞いたところ、現時点で公表することはしない、寄附者の意向に沿いたい、こういった形で公表していくのか検討したいという答弁がされた。議案に関連する情報が議会に明らかにされていない段階で議決を行うことは、困難さを伴う。本来ならば、金額による寄附を受け、それを財源にカメラの購入、設置などを市の責任で行っていくことが望ましいと考える。

物品の寄附はもちろんあるが、高額なもので市の負担を伴うもの、また、様々な意見が予測されるものなどについては、執行機関と議会、もちろん市民も含めて、ともに情報共有できる形を築き上げていく必要があると考える。

以上の意見を申し添え、補正予算全体については必要なものと考え賛成する。

【賛成討論】堀 巖議員（閩政クラブ）

交通安全防犯推進費（安全安心カメラ管理事業（款2項1目19））については、消耗品費、光熱水費及び電柱使用料が計上されているのみで、大本のカメラ本体を始め、その設置費等の何千万円に上る費用は、市民からの現物寄附によって賄われる予定である。現時点では、市は寄附目録を受領しているが、そこには防犯設備一式としか記載がなく、100台という台数は口頭によるということだった。口頭でも契約は成立するが、取り消すことができる。この取り消すことができる口約束を予算上の措置といえるのかという点については、地方自治法第222条で予算の裏付けがない議案の提出を禁じているが、市当局は寄附者の信用度が高いと見込み、予算上の裏付けがなされているとして付随予算を提案したものと解釈する。

寄附自体はとてめえがたいことではあるが、現金で寄附された場合は、全事業費が予算として議会の議決の対象となっていくことから鑑みれば、現物寄附であったとしても、議会や市民に対し同様の透明性を確保し、事業が執行されていくべきものである。今後、一層、積極的かつ細やかに資料の公開及び説明をお願いして賛成とする。

国に意見書を提出しました

※意見書の内容は要約しています。

国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、

十分な保険者支援を行うことを求める意見書

2018年4月から国民健康保険制度は都道府県単位の運営に移行する。

国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は2015年から保険者支援制度など財政支援を拡充し、新たな基金も造成しているが、一方で市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。

都道府県単位化後も、保険料の賦課・徴収や窓口負担減免制度などは市町村が被保険者個々の事情に応じて決定することになる。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2015年度は30%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

国においては、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、2018年度以降も、市町村が保険料(税)を上げることのないよう、十分な保険者支援を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月20日

岩倉市議会

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの福祉医療制度はいずれも、県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

しかしながら愛知県は、福祉医療制度の見直しによる一部負担金の導入は断念したものの、所得制限については今後も研究を続けるとしている。しかし、所得制限の導入は、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。

よって、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

愛知県においては、左記事項について措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 福祉医療制度(子ども、障害者、母子・父子家庭等医療費、精神障害者、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
- 2 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。
- 3 ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月20日

岩倉市議会

【提出先】 愛知県知事

※このほかに「障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書」も提出しました。

一般質問

〇〇の政策は
どうなったの？

△△を改善して
ほしい

(12月12日、13日、14日)

一般質問とは、議員が自身の考えや市民の皆様の声をもとに、市政全般について質問することです。
議会だよりでは、各議員の主な答弁の内容を要約して掲載しています。

鬼頭 博和 (P. 8)	ひとり親家庭に対するワンストップ相談窓口の設置を
榎谷 規子 (P. 9)	インフルエンザ予防接種の申請にマイナンバーは必要なのか
宮川 隆 (P.10)	「公共施設再配置計画」との整合性は
塚本 秋雄 (P.11)	生徒や教員の部活動などの負担軽減を
木村 冬樹 (P.12)	手話言語条例制定に向けて動き出すべきではないか
櫻井 伸賢 (P.13)	小中学生のスマホの夜間使用の規制を行うべきではないか
大野 慎治 (P.14)	街路灯撤去補助制度の創設を求める
梅村 均 (P.15)	ごみ屋敷等不良生活環境の対策を
相原 俊一 (P.16)	移動式赤ちゃんの駅設置を求む
関戸 郁文 (P.17)	「ヨーヨーのまち・いわくら」への取り組みについて問う
堀 巖 (P.18)	文書の存在すら明らかにしないのは、不適切
須藤 智子 (P.19)	食べ物に困っている市民のためにフードバンクの設置を求める
鈴木 麻住 (P.20)	「市指定文化財」に指定する判断基準は何か

※一般質問の詳しい内容は市議会ホームページから会議録及び動画で見ることができますので、ぜひご覧ください。

岩倉市ホームページ (<http://www.city.iwakura.jp/>) → 岩倉市議会

【お詫び】

前回の議会だより(No.212)の梅村均議員の一般質問ページ(P.16)の見出し部分に誤りがありました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

《誤》**答** 区域が設定できるよう研究していく

《正》**答** 先進自治体の事例等を参考に研究したい



党員 明和 議員 公鬼頭

プログラミング教育の準備はできているのか

問 現代社会は、インターネットの単なる普及に止まらず、車の自動運転をも可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。



プログラミングを行う児童

問

ひとり親家庭に対するワンストップ相談窓口の設置を

答 相談の入口としてワンストップに近い体制をとっている

文部科学省は、2020年以降に小学校で施行される、プログラミング教育必修化を盛り込んだ学習指導要領改定案を発表した。

答 小学校では行われてこなかった新しい学習内容であるため、近隣市町村と連携して研究していく必要がある。

また、コンピューター操作があまり得意でない教員にとっては大きな負担となることから、支援の体制作りやパソコン、ソフトウェア、校内ネットワークの構築など、ICT教育環境の整備についても研究し、課題の解決に向けて、地域の人材の活用や民間企業の協力を得るなど、多様な方法を模索していく。

子どもの貧困について岩倉市の支援策はどのようなか

問 岩倉市における、子どもの貧困率について実態調査を求める。

答 昨年12月に愛知県が実施した愛知県供調査では、子どもの生活実態や子育て支援ニーズ、経済的な要因が及ぼす影響等を把握するため、県内の市町村立小中学校に通う小学生、中学生、保護者を対象にアンケート調査を行った。その調査結果を基に、現在、子どもの貧困対策が検討されている。岩倉市での調査については、県の調査結果を参考にし、今後の方向性や近隣市町の動きを見ながら研究していく。

子ども食堂を実施するNPO法人等に対しての支援を求める。

問

答 子ども食堂に関する県の調査による

と、平成29年6月の状況では、県内50カ所まで子ども食堂が運営されており、主たる運営主体で多いのは個人団体、NPO法人となっている。支援方法として考えられるのは、子ども食堂のPRや居場所の提供などが考えられるが、県の動きを参考にして支援方法を研究していく。

問 ひとり親家庭等、生活困窮者の子ども（高校生まで）へのインフルエンザワクチンの任意予防接種に、助成制度を求める。

答 今後、任意予防接種の費用を助成している自治体の状況を見ながら研究していく。

問

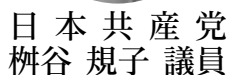
認知症対策について

市の支援策は

問 認知症初期集中支援チームの体制や、活動状況はどのようなか。

答 認知症初期集中支援チームは、本年度、市内2カ所の地域包括支援センターに設置した。チーム員の構成は、認知症サポート医と専門職の社会福祉士、保健師の3名で1チームとしており、支援の主な内容は、認知症に関する正しい情報を提供し、専門的な医療機関への受診や介護保険サービスの利用等について支援対象者や家族に助言を行うなどのサポートである。

(他に「認知症カフェや認知症を含む高齢者の見守り体制について」の質問をしました。)



インフルエンザ予防接種の申請に マイナンバーは必要なのか

法律に基づき確認しているが、申請者の負担にならない方法を考えていきたい

高額な医療費を請求された高齢者

が、「障害者控除対象者」になるという「認定書」を再発行してもらい、住民税非課税になったために、限度額が減額になる認定証が発行され、払える医療費になったケースがある。

介護認定者に送られる「障害者控除対象者認定書」は確定申告等で活かされているか。

年末調整や確定申告手続きに間に合

うよう、毎年11月上旬に障害者手帳交付者、生活保護者を除く、要支援2以上の方に「障害者控除対象者認定書」を送付している。昨年度の対象者は1341人おり、全員は状況把握は困難である。ケアマネージャーや介護施設相談員等と連携し、申請手続きにつながる

るよう支援に努めている。

問 一後期高齢者医療
限度額適用・標準

「負担額減額認定証」は必要な人にわたっているか。

答 非課税世帯は、医療機関窓口での支

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができる。対象者には、毎年6月に申請の案内を送付している。初回のみ申請が必要となるが、2回目以降は不要となる。毎年8月に更新し、新たな認定証を郵送している。

問 高額な医療費・介護費用に苦しむ市民にワンストップサービスで相談できる支援がでないか。

答 高額な医療費や介護費用の支払いが

答 高額な医療費や介護費用の支払いが困難などの相談では、事情を丁寧に向い、適切な支援ができるよう努めている。今後も、関係部署

や関係機関と連携を図りながら、制度が適切に利用されるよう努めていきたい。

マイナンバーの記載は

必要が

「インフルエンザ
予防接種の申請に

せつかく出向いたのに
マイナンバーが必要と言
われてできずに帰ってき
た」等の怒りの声を耳に
した。「書類にマイナン
バーが未記載でも受理
し、罰則や不利益はない」
はずであり、申請時の記
載を求めない自治体もあ
る。岩倉市も、そうする
べきではないか。

高齢者のインフル エンザ予防接種は

答 高齢者のインフル
エンザ予防接種は
市民税非課税世帯等の方
に対しては費用を全額免
除しており、その申請時
には行政手続きにおける
特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関す
る法律に基づき、マイナ
ナンバーを確認している。

個人番号利用制度の導入

には、申請者が高齢であることを考慮し、一定の配慮を行うよう国から示されていることを踏まえ

丁寧の説明するとともに申請者の負担にならない方法を考えていきたい。

障害者の解雇問題を

どうみているか

障害者就労継続支援A型（雇用契約

を結ぶもの」事業所の閉鎖に伴い、障害者が解雇されてしまう問題について、県内で約60人が解雇され、大きな問題になっ

ている。平成18年施行の障害者自立支援法による規制の撤廃が原因とみられるが、この問題をどう見ているか。

事業所の閉鎖で最も困るのは、行き

場をなくした障害者の方であり、この問題は重大な人権問題にもつながる就労支援事業は、障害者の働く場であり、生きがいを持って生活するための社会福祉事業でもあるこのことを踏まえるとい障害のある方が安心して職業に就ける社会環境づくりが必要だと考える。

障害者排除対象者認定書

府社会保健部 一 号
平成 年 月 日

様

岩倉市長 久保田 桂朗

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条第15の1に定める として認定する。

記

対 象 者	住 所		性 別	
	氏 名		生年月日	年 月 日
障害理由	障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ず	身体障害者(3級～5級)に準ず	
	特別障害者	知的障害者(重度)に準ず	身体障害者(1級、2級)に準ず	
	特別障害者	おたきり老人		

注 (1) 申請者は左欄内のみ記入。
(2) 申請者は対象者の障害事由の変更、消滅が生じた場合、速やかに認定を受けた市町村長にその旨を報告しなければならない。
(3) この認定は、平成 年 月 日時点の状態で、

障害者控除対象者認定書の見本



所隆 議員
無宮川

人口規模と

公共施設のあり方

問 市の将来像や公的施設の設置を計画する際、利用者との距離や数・規模など、将来人口や年齢分布が基礎であると考え、岩倉市人口ビジョン」が示す人口規模とはどのようなものか。

答 平成28年策定の「岩倉市人口ビジョン」で国立社会保障・人口問題研究所の中位推計をベースに平成60年までの長期推計を行った。平成40年に4万3千人を維持するため、30～40代の定住政策を中心に、市外から子育て世代を迎え入れ、世代循環による持続可能な岩倉市を目指す。



問

「公共施設再配置計画」との整合性は

答 将来の人口構造を考慮し、今後のあり方を検討している

問

将来に向けて、快適な居住空間を作り出す方策はあるのか。

答

人口減少・高齢化社会を迎える中で、良好な市街地環境を確保していくためには、「無秩序な開発は抑えるべき」との県の見解もあり、定住地として選ばれるために「豊かさを実感できる住まいとまちの機能」を充実させる。少子高齢化が進み、家族形態や住宅ニーズの多様化に対応した生活に必要な環境整備が求められており、平成32年改訂予定の「総合計画と都市マスタープラン」で住居環境の向上にむけて検討していく。

問

少子化が進む中、学校施設のあり方が問われることになる。地域と連帯の取れた個性

問

豊かな学校経営と教育水準の平準化が課題であるが、将来ビジョンはあるのか。

答

多くの学校が昭和40～50年代に建設され、一斉に建て替え時期が来ている。文科省は、教育・地域の観点では少子化を見据え、小規模化や統合、複合化も念頭に考えていく。学校規模については、集団内で多様な考え方に触れ、認め合うなど多くの経験を積むために一定規模が望ましいと考えるが、リーダーとしての発言や責任を持つ機会が増えるなど、小規模の利点もある。防災、保育、地域交流など地域住民との連携を継続しつつ、多角的な視点で「家庭や地域に信頼され、子どもたちが安

性同一障害者に対する取り組み

問

五輪憲章には「性的指向」による差別の禁止が謳われている。2020年に向けての国における状況はどのようなか。

答

平成16年の法改正により、一定基準を満たせば戸籍の変更が出来るようになった。その後も各党が法案を出したが、廃案となっている。最近では、平成30年から「性別適合手術」が、保険対象となるよう厚生労働省により検討されている。なお、同性同士の婚姻は憲法24条により、認められない。

問

市の対応はどうか。

答

愛知県において「性的マイノリティーの方々安心して暮らせる社会づくり」を重点目標に掲げており、本市では「人権尊重」の立場から、性の多様性を認め、差別や偏見のない社会実現に向けての啓発に努めている。

意見

未成年者は、自身の持つ矛盾や不安に心痛めている。学校でも、大変デリケートな問題であり、扱いを間違えれば「いじめ」や自殺につながる。養護教諭や学校管理者と児童生徒と保護者との話し合いを行っているが、学校内で完結するのではなく、専門医、専門機関の助言が得られるような仕組みも必要であると思う。検討していただきたい。



關政クラブ
塚本 秋雄 議員

問

生徒や教員の部活動などの負担軽減を

答

小中学校教職員多忙化解消方針を定め、
取り組んでいる

中学校の運動部活動指導の
あり方について

問

文部科学省から、生徒や教員の負担軽減を図るため、部活動に対して適切な休養日を設けることが通知されている。愛知県では、中学の運動部で週二日間以上の休養日を設ける指針が定められている。岩倉市の現状は。

答

愛知県が策定した「教員多忙化解消プラン」を踏まえ、本年9月に「岩倉市小中学校教職員多忙化解消方針」を定めた。その中で、部活動指導に関わる負担軽減として、週二日の休養日、週休日のいずれか一日の休養日のほか、部活動の時間の目安等を示し、取り組んでいる。

問

文部科学省では、一般的な外部指導者よりも一歩踏み込み、顧問も務められて、試合なども引率できる外部の

指導者を「部活動指導員」として制度化している。これは、自治体が指導員を非常勤職員として任用し、その費用の三分の一を国が補助する内容である。外部指導員の導入、制度化についての考えは。

答

多忙化解消方針には、「部活動指導員の配置を進め、顧問の負担軽減を図る」と定めた。教員が不慣れな競技、文化などの指導を一人で抱え込むことがないように、複数体制にしたり、外部の人材を指導者として活用する仕組みについて前向きに検討している。

問

様々な競技種目でスポーツ少年団活動が取り組まれている。中学生時代にやりたいスポーツでは、指導者や練習場所などの設備が制約されている。民間活用や地域クラブとの連携の考えはあるのか。

答

岩倉市の現状でも、中には学校の部活

動だけでなく、地域や民間運営のスポーツクラブに所属している生徒もあり、他の自治体では、うまく連携を図っている。今後、どのように教育目標を踏まえて、生徒の多様なニーズや意見に対応していけるのか、民間活用も視野に入れながら更なる研究をする。

自治体による自転車保険の
加入促進を

問

最近、兵庫県などの自治体で、自転車保険の義務化や手軽に申し込める保険が増えている。自転車保険の現状調査は。

答

兵庫県は条例で損害保険加入を義務付けており、大阪府や滋賀県でも義務化し、自転車利用者や保護者、雇用主に保険加入を義務付けている。愛知県内では、名古屋市と知多市において、自転車の安全利用についての条例が制定され

ており、保険未加入による罰則はないが義務化や努力義務となっている。

問

自転車は、高齢者や児童でも利用できる移動手段であり、健康増進にも役立つ。自転車側が加害者となる事故を防止するための自治体の責務として、保険加入の必要性を周知すること、危険運転抑止にもつながる。市としての今後の関わりは。

答

名古屋市では、条例で自転車販売者や貸出者、運転者だけでなく、通勤通学による市外からの自転車利用者へも保険加入を義務付けている。特に若年者や高齢

者を中心に保険加入の周知を図る。

岩倉市の「市歌」の
制定について

問

全国の市町村歌の中には、自治体のイメージの創出や郷土愛や一体感が一層醸成されるような歌がある。市制50周年に向け、岩倉と言ったら「桜」や「五条川」など、ご当地ソングに近い歌の制定をしては。

答

市民の機運を高め、市民参加のもと、市の歌創設の背景や効果などについて、先進自治体の事例等を参考に研究していく。



五条川に群れ飛ぶ鳥たち



市制記念式典での手話通訳の様子



日本共産党
木村 冬樹 議員

なぜ新たな民間委託を
行うのか

問 市の広報の配達は
これまで長い間、

市民である配達員によって行われてきており、これは協働の一形態であると考え。来年度から広報の配達をポスティング業者に業務委託するとし

問 手話言語条例制定に向けて動き出すべきではないか

答 聴覚障害者等と意見交換しながら研究していきたい

ているが、この意思決定はどのように行われたのか。行政区や配達員に情報公開されないまま意思決定がされているのではないか。

答 配達員の確保に苦労している。広報紙は行政情報を伝える最も重要な手段であり、安定的に広報紙を配達できるようにするため、民間

委託していく。配達員制度は市民に定着している。委託事業に移行する際は市民周知をきちんと行っていく。

問 学校給食配膳員は、市のパート職員であり、現在21人のうち19人が市民である。学校給食調理・配送業務に

続き、2019年8月から配膳業務も民間委託するとしているが、この意思決定はどのように行われたのか。また、現在の配膳員の雇用と処遇はどうなるのか。

答 学校給食に関する衛生管理を調理から配送、配膳まで同じ水準で行えるようにすることが民間委託の目的である。また、現在の配膳員が希望する場合は、委託会社で雇用していただく

手話言語条例の制定を
よう願っています。

問 手話言語条例制定の動きが全国に広がり、直近では108の自治体

が、手話言語条例を制定している。愛知県も昨年10月に、手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定した。厚生・文教常任委員会が京都府向日市の手話言語条例について行政視察を行い

学んできた。聞こえない方、ろうの方は、日常生活のコミュニケーションにおいて大変な苦労をされている。時間をかけてゆっくりでいいので、ろ

うの方の意見を十分反映させながら、手話言語条例制定に向けて動き出してほしいと願うが、市の考えはどうか。

答 向日市の条例も含めて、他市の状況の情報把握や聴覚障害当事者、関係団体等との意見交換などを踏まえながら研究していきたい。

安心できる社会保障制度を

問 来年度から国民健康保険の県単位化がスタートする。現時点での市民の最大の関心事は、国保税がどうなるのかという点である。現時点での国保税率の検討状況はどうなっているのか。

答 現在、税率を検討しているところである。特に所得の低い世帯の負担及び被保険者全体に対しても急激に負担が増えることがないように配慮した税率改正に努めていきたい。

問 来年度の介護報酬改定に向けて、厚生労働省は訪問介護の生活援助の利用回数を制限する仕組みの導入を提示している。利用が概ね1日1回を超えるケアプランを設定する場合、ケアマネージャーに市町村へのプラン届出を義務づけ、市町村は地域ケア会議で届け出られたプランを検証し、ケアマネージャーに是正を促すという内容である。市内の利用回数の実態はどうなっているのか。また、市はこの国の動きをどう見ているのか。

答 市内の月31回以上利用者は4人、最も多い利用者は月52回となっている。国の動きについては今後も情報収集に努めていく。

※この質問には、事前に手話通訳のご希望があったため、手話通訳者を配置しました。



志政クラブ
櫻井 伸賢 議員

問

小中学生のスマホの夜間使用の 規制を行うべきではないか

答

今のところ、規制する考えはない。
まず、正しい使い方を教えていきたい

問

小中学生が所持しているスマホのアプリによるいじめが発生しているという報道がある。夜間の使用を規制すべきではないか。

答

他市での規制事例はあるが、岩倉市では今のところ考えていない。親子できちんと使いう方を話し合ってもらう機会を設け、コミュニケーションを取ってほしい。正しい使い方を教えていきたい。

子育てワンストップサービスにおける保育園入所電子申請を導入する考えはないか

問

マイナンバーカードを利用した保育園入所電子申請を導入する考えはないか。

答

保育要件等の詳細な聞き取りを行う必要や、勤務証明の原本の提出など面談の必要性があると考えている。しかし、近隣市や先行市の

事例は研究していく必要があると考えている。

「キッズウィーク」を導入する考えはあるか

問

学校の夏休みを分散させる取り組みがある。「親も休み、子どもと向き合う時間を確保する」という働き方改革の一環でもある。また、旅行業界のピークとずれた時期での休暇は割安価格で旅行するきっかけにもなる。学校休業日を分散化させる「キッズウィーク」を導入する考えはあるか。

答

親の有給休暇を取ることができるよう、企業の理解・協力が必要である。学校休業日を分散化させることは考えていないが、土日に行われる学校行事の代休日を中心に、他の曜日にすることにより連続した休日になるよう柔軟な対応をしていきたい。

市民体育祭の交通規制の解除は、もう少し早くできないか

問

市民体育祭の閉会式は例年午後3時30分前後に終了している。しかし、交通規制が午後4時30分までなので町内会の片づけの車両が長時間待たされる状況がある。交通規制を「閉会式終了から20分後」にすることはできないか。

答

体育祭の運営上、競技時間が延びた場合に、遅くとも午後4時には閉会式を終了することを前提にして、歩行者の方が一段落する30分後である午後4時30分という設定をしている。また、警察へ届け出を行う関係から、一定の時間を指定しなければならぬので「閉会式終了から20分後」という明記はできない。しかし、安全性を確保した上で届出時間よりも早く規制を解除することは可能であると

聞いているので柔軟に対応したい。

名草線の立体交差(岩倉跨線橋)の存在を歴史的に保存しないか

問

現在、平面交差に向け取り壊し工事

答

跨線橋があったことを示す貴重な史料であると考えている。県道なので県と協議し、譲り受けて展示も含めて、保存したい。

中の県道名古屋江南線(名草線)の跨線橋の橋名板を保存する考えはあるか。



保存されることになった橋名板



志政クラ
大野慎治 議員

中途退職者数について問う

問 市職員は、適材適所で個人の能力を十分に発揮できる集団をつくることが大切で、人材、職員こそが宝であり、中途退職してしまうと大きな損失である。中途退職者数が多い現状をどのように考えているのか。

答 退職理由は様々であるが、本人が将来のことを考え、新たな道に歩むことであるため、その気持ちを大切にしていきたい。また、管理監督者は、教育訓練者として自覚と知識を持って実践する責任があるが、職員構成の変化や業務の多様化などから十分に実践できていない場合もあり得る。そのため、さらに、研修などを充実していく。

退職理由は様々であるが、本人が将来のことを考え、新たな道に歩むことであるため、その気持ちを大切にしていきたい。また、管理監督者は、教育訓練者として自覚と知識を持って実践する責任があるが、職員構成の変化や業務の多様化などから十分に実践できていない場合もあり得る。そのため、さらに、研修などを充実していく。

年度	採用者数	定年退職者数	勤奨・早期退職者数	中途退職者数	退職者合計
平成21年度	33	12	7	8	27
平成22年度	31	8	5	5	18
平成23年度	13	4	2	5	11
平成24年度	12	10	4	3	17
平成25年度	19	21	7	5	33
平成26年度	32	12	1	9	22
平成27年度	18	7	4	11	22
平成28年度	18	6	1	6	13
平成29年度	17				
合計	193	80	31	52	163

近隣市の職員市内在住率	
岩倉市	39%
一宮市	71%
犬山市	51%
江南市	63%
小牧市	60%
北名古屋	53%

問

街路灯撤去補助制度の創設を求める

答 撤去に加え、移設や塗装、足下補修など、来年度、予算化していきたい

市職員は「いわくらしやすい」を実践し、岩倉市に住むべきではないか

問 近隣市の職員の市内居住率はどのようになっているのか。

答 正規職員の市内居住率は、平成29年4月現在で一宮市約71%、江南市約63%、小牧市約60%、北名古屋約53%である。岩倉市では、12月1日現在、約39%である。

問 岩倉市よりも職員

の市内居住率が低い小牧市や江南市では、職員の市内居住率をさらに高めるために、今年度から市職員の住宅手当について格差を設けているが、岩倉市でも導入する考えはないのか。

答 地方公務員法に規定する平等取扱の原則の観点から慎重な判断が必要である。市内居住職員が増加することは望ましいと考えているため、そのための取り組みを研究していきたい。

岩倉北小学校屋外トイレを改築するべきではないか

問 来年度、北小学校

災害用下水道直結マンホールトイレ設置事業と合わせて屋外トイレも改築するべきであると提案したいところであるが、プールの配置を含めて、岩倉市立体育館の建替に合わせて屋外トイレを改築するべきではないか。

答 屋外トイレについては、適切な時期に設置場所も十分に検討

し、更新していきたい。

岩倉駅東第2自転車駐車場(サクランド北側の線路東駐輪場)の対策を求める

問 現状、利用者のマナー向上を期待しても変化が無いため、公道上の自転車対策が必要である。前輪式の自転車ラックやスライド式自転

車ラック等の設置、民営化による有料化の検討も必要である。慎重に検討する必要があるため、当面は平日に加えて、新たに休日も含めて朝だけではなく、夕方から夜間に自転車整理員を配置し、対策するべきではないか。

答 今年度については、道路に出ている自転車があれば、放置自転車等対策職員が旭路線橋にある駐輪場に移動させる対応をとっている。現在、夕方から夜にかけての自転車整理業務の職員の配置について検討している。



駐輪場の様子

創 政 会
梅 村 均 議 員

問

ごみ屋敷等不良生活環境の対策を

答

各課連携による解決を図ることを考えたい

セルフネグレクト対策を

問

不良な生活環境の対応は、ごみではなく、その人に着目しての対応も必要である。民間同士の問題は、その当事者間での解決が望ましいがその人の生命、健康に関わることならば行政は支援する必要も出てくると考える。苦情の現状はどうか。

答

敷地内にごみを堆積した状態になった家に対しての苦情は過去何件もあった。草木の繁茂については、年間30件ほどの苦情を受け付けているが大部分が空き地や空き家によるものである。

問

セルフネグレクトとは、自己放任、生活意欲等の低下を意味する。例えば、家の前や室内にごみが散乱している、極端に汚れた衣類を着用している状態などの例が見られる。ごみ屋敷

など不良生活環境の対応として、セルフネグレクトを疑い、意識しての対応が必要ではないか。

答

セルフネグレクトの視点を持つことを意識し、必要に応じて福祉等関係各課と連携しながら解決を図っていくことを考えていきたい。

問

セルフネグレクトの視点をもった取組には、組織体制の強化が必要である。芦屋市では8名の保健師を、所属課はそれぞれ違うが、「トータルサポート係」という一つの組織として配置している。制度の狭間支援やごみ屋敷対応相談もここで行い、各課の調整や初期訪問、面接などに同行している。

また、この係設置の成果は職員意識と組織風土の変化が起こったことにもある。「余計な仕事は引き受けたくない」という縦割り意識が、連携することで成果が上がる

実感が持てる雰囲気に変わってきたことである。このような住民生活志向の組織をどう考えるか。

答

高齢者の場合は、地域包括支援センターからの相談や一人暮らし高齢者等の実態把握の中で、長寿介護課や他課と連携し、関係者とのケース会議を開催し対応している。芦屋市のように支援体制が明確にされ、庁内全体で横断的な連携の仕組みが確立されていることは、早期対応や複合的な問題の解決につながるので、参考として研究していきたい。

問

ごみ屋敷対策条例を制定して、不良生活環境の改善にあたってはどうか。この問題は憲法にある自由権と生存権のどちらを尊重するかが難しい問題である。条例制定することで、市の職務として位置づけられ、民間宅への介入も可

能になる。予算化すれば、有償でボランティアによる片付けも可能になる。全国的に制定事例もあるがどうか。

答

本市では、「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」にて対応しており、草木の繁茂については、指導・助言・勧告・命令に従わない場合は公表することができ、ごみについては公共の場所を対象とし、民家の敷地内は対象外である。今回の条例では、住民や地区の自主性を尊重したうえで解決を図る（他に「学校業務改善の現状は、児童生徒に質の高い教育を」の質問をしました。）



市内で見られる草木の繁茂



党員 明俊 公相原

年金の広報を学校教育で

問 岩倉市の学校での年金授業の現状は。また、県の社会保険労務士会の出張年金授業を取り入れてはどうか。

答 年金に関する授業は、中学3年の社会科の公民の「国民生活と政府の役割」の単元の中で行っている。若年

問

移動式赤ちゃんの駅設置を求む

答

災害対応備品を市の行事に活用していく

層が年金制度の知識を適切な時期に習得することは必要と考えてはいるが、近隣市町において実施が確認できず、全国的にも開催実績は小中学校合わせて年間50校に満たない。また、出張事業の開催は教育委員会としても各校の自主性で決めてゆくべきとの事としている。

特定健診の通知表の統一とコンビ二健診を求む

問 特定健診の現状の受診率とその周知方法は。

答 平成28年の受診率は、41・8%であり、昨年に比べ1ポイント減少している。周知方法は、広報、ホームページに加えて、対象者には個別に受診表を送付し、受診率向上に努めている。

問 混雑解消の対応としてもコンビ二健診の導入を求む。

答 以前は、混雑が大きな課題だったが、平成27年度から肺がん検診の同時実施を始め、待ち時間を活用して受診してもらっている。また、国民健康保険の被保険者は減少傾向にあることから、以前より混雑が解消されているため、コンビ二健診は今のところ考えていない。

問 赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた方が外出した際、おむつ交換や授乳場所として提供できる施設の愛称である。本市では、市役所、総合体育文化センター等多目的トイレが41施設50室設置されており、このうち、ベビーチェア、おむつ交換台の両方が設置されている施設が4施設あり、残りの施設にはどちらかひとつが設置されている。

答 赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた方が外出した際、おむつ交換や授乳場所として提供できる施設の愛称である。本市では、市役所、総合体育文化センター等多目的トイレが41施設50室設置されており、このうち、ベビーチェア、おむつ交換台の両方が設置されている施設が4施設あり、残りの施設にはどちらかひとつが設置されている。

問 移動式赤ちゃんの駅の設置を求む。

答 現在、災害時の対応備品として、授乳用テント2張り、授乳用イス2脚、授乳用クッション2個、おむつ交換台2台を新年度購入予定で検討している。災害時だけでなく、市の行事においても活用していきたいと考えている。



一宮市で使用されている「赤ちゃんの駅」のロゴマーク

問 職員の健診通知表と市民の通知表とで項目の違いがある。NON-HDLの説明と両方の統一を求める。

答 NON-HDLは、動脈硬化の新しい指標数値と言われている。動脈硬化性疾患予防ガイドラインの改定によ

り、これまで動脈硬化の指標としてきた悪玉コレステロールよりも信ぴょう性の高い数値として取り上げられている。検査項目は、実施する保険者により違いがあり、統一は難しい。

問 赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた方が外出した際、おむつ交換や授乳場所として提供できる施設の愛称である。本市では、市役所、総合体育文化センター等多目的トイレが41施設50室設置されており、このうち、ベビーチェア、おむつ交換台の両方が設置されている施設が4施設あり、残りの施設にはどちらかひとつが設置されている。

答 赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた方が外出した際、おむつ交換や授乳場所として提供できる施設の愛称である。本市では、市役所、総合体育文化センター等多目的トイレが41施設50室設置されており、このうち、ベビーチェア、おむつ交換台の両方が設置されている施設が4施設あり、残りの施設にはどちらかひとつが設置されている。

問 移動式赤ちゃんの駅の設置を求む。

答 現在、災害時の対応備品として、授乳用テント2張り、授乳用イス2脚、授乳用クッション2個、おむつ交換台2台を新年度購入予定で検討している。災害時だけでなく、市の行事においても活用していきたいと考えている。



創政 会
関戸 郁文 議員

問

「ヨーヨーのまち・いわくら」への 取り組みについて問う

答

ヨーヨーの魅力を活かし、 社会勉強にもつなげていきたい

「ヨーヨーのまち・いわくら」について問う

問

なぜヨーヨーによる観光まちづくりに着眼したのか。

答

本市の観光資源としては、全国から集客のある「五条川の桜並木」があるものの、一年を通してアピールできる資源に乏しいことから、シティプロモーションとして市のブランド力を上げるためにも、新たな観光資源の発掘や開発について検討してきた。その中で、市内には元世界チャンピオンと現世界チャンピオンが合わせて3人も居住していることに加えて、全国的にも珍しいヨーヨーの専門店があるというメリットを活かし、NPO法人いわくら観光振興会とともに、ヨーヨーを使った観光まちづくりに繋げていきたいと考えている。

問 これまでの取り組みについて問う。

答

平成26年度からNPO法人いわくら観光振興会に委託して実施している、観光まちづくり事業の中において「いわくらヨーヨー講座」や岩倉桜まつりなどのステージイベントで、チャンピオンによる「ヨーヨーのデモンストレーション」、さらには岩倉市総合体育文化センターで開催される「全日本ヨーヨー選手権中部地区大会」への後援などを行ってきた。

問

過去の新聞報道にもあった岩倉産ヨーヨーの開発状況はどうか。

答

平成28年度から、NPO法人いわくら観光振興会の橋渡しにより、市内にあるヨーヨー専門店「REWIN D(リワインド)」と総合試作メーカーである株式会社クリモトとの協働

により、「MADE in 岩倉ヨーヨー」の開発に

取り組んでおり、今年の桜まつりでは、お祭り広場のステージイベントの中で試作品によるデモンストレーションが行われたところである。現在は、三者で打合せを行いながら改良を重ね、今年度中の製品化を目指していると聞いている。

問

「ヨーヨーのまち・いわくら」に向けて、今後の取り組みはどのように考えているのか。

答

新たな観光資源として、今年度中に製品化予定である「MADE in 岩倉ヨーヨー」を活用し、「ヨーヨーのまち・いわくら」を全国的にPRしていきたいと考えている。

ヨーヨーは手先を使い、立つて行う軽い全身運動であり、屋内でいつでも遊べることに加えて、技の習熟度を段階的

に楽しめる学習要素もあることから、子どもから高齢者まで世代を問わず親しんでもらうことができる。

また、ヨーヨーは、集中力を養えるという話もあることから、例えば、毎年の小学校の課外授業等で、製品化されたヨーヨーを用いた講座を開催し、世界チャンピオンに指導してもらうことで、ヨーヨー人口の増加、さらには授業の中で地元企業との協働で開発された

(他に「子育てしやすいまちの評価について問う」など2問の質問をしました。)



軽い全身運動であり、学習要素もあるヨーヨー



議員 岩 政 堀 廣

情報公開制度は、市民の知る権利を最大限に保障するのが趣旨であり、文書が存在すら明らかにしないのは、不適切！

問 コンプライアンスの確保は、住民自治のベースであり、ルールを守らないまちに住みたくないという思いで質問する。情報公開請求に至る経緯を請求者から次のとおり聞いた。「自分の会社の従業員の家に、職員が母子手当に関する不正受給の疑いで調査に来た。後日、担当者に経過説明を求めたところ、市民から会社ぐるみで不正受給しているのではないかという通報があったということだった。そのことに不信感を感じ、真偽を確かめるために情報

文書の存在すら明らかにしないのは、不適切

答

取り扱いが異なる方が不信感を増す

議長の不当な要求疑惑の審議について、議会からその説明を求めた件に対し、情報公開条例の規定を用い説明を拒否する対応は、不適切

この請求に対し、「存否
応答拒否（文書の存在す
ら明らかにしない）」と
いう回答を返している。

市民からの通報で、議長が補助金

については、極めて限定的な場合を具体的に列挙し、誤用、濫用を防止するため、「存否応答拒否」した場合は、速やかに第三者機関に報告しなければ

ばならない、と明記している。

通報があつたと担当者
が説明しているのに、な
ぜ、隠す必要があるのか。

答

答 そのような事情は、承知していません。個々の事情で取り扱いが異なる方が不信感を増すものと考えます。

条例では、「議長は、直ちに、その審査を求めなければならない。」とあるが、議長を代理する副議長は、直ちに審査を求めず、議員全員出席の協議会で解決を図ろうとした。

その協議会の議論の結果、議会は、市へ説明を求める依頼文書を出したが、この文書は内部の決裁を経ずに出されており、内容も協議会で出された意見とは異なるものであった。

市の回答（下記）も理解できないが、議会内部

でも、1か月以上も経つた後に、証拠が添付されていないという理由で審

査会の請求を棄却した。
これは、明らかに条例の

施行規則に反する。また、証言は、裁判の事例からも証拠となり得ることも明白である。

このような議会内部の反省とともに、お尋ねする。

議員は公務員だが、その職務としての行動は、非公開にできるのか。

答

答 非公開とすることから除く、という条文に該当するものと考ええる。(非公開とすることができないという意味)

問 では、なぜ、このような回答になるのか。最終決裁者の市長に具体的な説明を求める。

のか。最終決裁者の市長に具体的な説明を求める。

答

答（市長は答えず、総務部長から説明。内容は、省略させていただきます。）

意見
こじつけもいいと
こだ。そもそも、

議会は、議会基本条例第15条「議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。」に基づいて協力要請をした。このような対応では、不信感が募るだけである。

（他に「職員の中途退職の問題」、「年次休暇の取得日数が、著しく低く、平成29年度も改善していない問題」等の質問をしました。）

平成 29 年 9 月 21 日

窓口における状況確認について（回答）

平成29年8月29日付けで依頼のありましたこのことについては、その内容に岩倉市情報公開条例第6条第1項第1号、第4号又は第5号に該当する情報が含まれる可能性があるため、説明は差し控えさせていただきます。



創政 会
須藤 智子 議員

問

食べ物に困っている市民のために
フードバンクの設置を求める

答

生活困窮者の生活支援をする上で
活用性があるので検討する

フードバンクの 設置について

問

食べられるのに捨てられてしまう食糧を食べられない人に送るフードバンクという活動がある。このような活動を食べ物に困っている市民のための緊急支援策として活用してはどうか。

答

家庭の事情や経済状況により十分な食事がとれないなど、フードバンクは、生活困窮者の支援をする上で必要性があると考えられる。そのノウハウを持つ団体の事業の活用について検討していきたいと考えている。

問

低所得層の子どもにも比べ、成長に欠かれないタンパク質や鉄の摂取量が少ないなど栄養面の格差があることが、子ども食事調査で分かった。その差は主に給食のない週末に生まれ、栄養

格差解消は給食頼みであることが示されたこと

で、蒲郡市では、今年の夏休みに、昼食を食べられない子どもたちをなくそうとフードバンクを活用した緊急の食料支援を行うということだが、本市では、学校の給食しか食べられない子どもたちはいないのか。

答

子どもたちが学校給食を栄養摂取のよりどころとしているかについては、学期ごとに行う体重測定や、年一度行う生活リズムチェックの報告内容等から、問題を把握するようにしている。学校では食に関する問題を抱える子どもたちに対して、担任や養護教諭が中心となり、子どもの発育状況や給食での様子を観察したり、本人、または保護者へ声をかけを行ったりして食の大切さを伝えている。

問

給食のない夏休み、冬休み、春休

みに昼食を食べられない子どもはいないのか。

答

夏休み等の長期休暇期間中は、生活リズムが崩れやすく、食に関して問題を抱えている子どもたちは、さらに栄養面で格差が生じやすい状態に置かれることが予想される。学校では、そうした子どもたちの様子を各校日、家庭訪問等で把握するよう努めている。ネグレクトや貧困、食に関する知識不足等、様々な理由はあるが、い

ずれにしても成長期にある子どもたちの栄養格差を埋める取り組みが必要である。

流行期を迎えるインフルエンザとノロウイルスの 感染症について

問

岩倉市内の小中学校での感染状況はどのようなか。

答

愛知県では、12月6日にインフルエンザの流行期に入った旨

の発表があり、本市では、12月14日時点で、岩倉中学校、北小学校の一部の学級でインフルエンザの罹患児童生徒が増加し、それぞれ一学級が学級閉鎖となっている。ノロウイルスについては現在のところ報告は受けていない。インフルエンザもノロウイルスも毎年12月から3月にかけて流行することから、今後、本格的に流行するものと思われる。

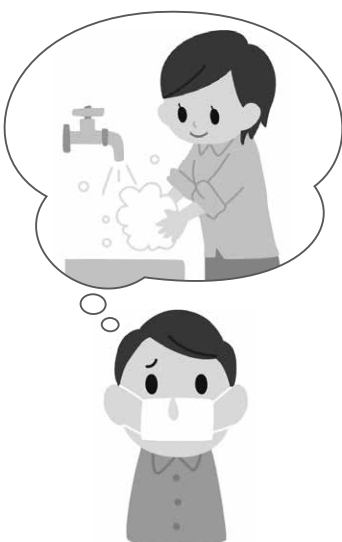
がある場合はマスクを着用する。早目の受診をするなどの声かけとともに、保健だより等により流行前のワクチン接種や十分な休養、バランスのとれた栄養摂取を心がけるよう各家庭に促している。また、教室では、こまめな換気や加湿に心がけ、適度な湿度を保つように配慮している。ノロウイルスについては、石鹸でしっかり手洗いをすることが有効であることから、励行している。食事においては、十分な加熱が必要であるため、学校給食センターでは食品の中心温度が85度以上を1分以上保つよう調理を行っている。

問

学校での感染予防対策はどのようなか。

答

インフルエンザについては、手洗い、うがいの励行、人混みをさける。咳等の症状



志政クラブ
鈴木麻住 議員

市指定文化財について問う

問

写真の屏風は、市内在住のA氏が所蔵するもので、図柄は唐獅子牡丹が描かれている。「春日絵所預法橋琢眼筆」とあり、狩野派の絵師の作品で、制作年は「寛政八年辰の春江州八幡三双之内(1797年)」で、近江八幡を経由して尾張にもたらされたものと考

「唐獅子牡丹が描かれた屏風」
(寛政八年頃の作品)

問

「市指定文化財」に指定する判断基準は何か

答

郷土の長い歴史の中で生まれ、歴史的価値のある財産を市の文化財として指定している

えられる。

この屏風が、市指定文化財に相当する価値があるかどうかを判断するための鑑定などの手続きはどのように行われるのか。

答

歴史的価値がある」と認められるものについては、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者に同意を得た後、岩倉市文化財保護委員会に、市指定の文化

財としてふさわしいかどうか諮問する。文化財保護委員会は、文化財の歴史的価値、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を教育委員会へ建議し、教育委員会が指定するかどうか判断する。

問

A氏が所有する屏風が委員会の調査・審議を経て、市指定文化財に指定された場合、所有者にはどのような責務等が発生するのか。

答

所有者には、岩倉市文化財保護条例等及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理していただくこととなる。なお、その管理または修理費用が多額で所有者の負担に耐えない場合は、岩倉市がその経費の

一部を予算の範囲内で補助することができるとしている。

災害時の応急給水

支援活動について問う

問

写真は、市内の「カウパック株式会社」が開発・製造している災害時・非常用ボトル(製品名: ボトルガゼット)である。内容量は3Lとコンパクトで持ち運びが容易であり、耐久性に優れ、水を入れた時の安定性もある。また、この製品は特許登録済みである。



害・非常用ボトルを活用してはどうか。

答

断水時の応急給水用備品は災害用として非常用飲料水袋を13938枚備えている。この飲料水袋は、1袋当たり最大10Lの水を入れることができる。非常用ボトルについては、容量が3Lとコン

パクトであり、運搬面の負担が少ないなど良い点があるので、今後、有効な活用方法について、研究をしていきたい。

問

災害・非常用ボトルを各家庭で非常用持ち出し袋に入れて備えてもらうために、市民への周知活動として、防災訓練などの参加者にPRするとともに粗品として配布してはどうか。

答

提案のあった3Lの給水袋については、費用面からも現在備蓄している給水袋と別に購入し、配布することは難しいが、多くの市民の方に見ていただける展示等の機会を利用し、家庭での備えとして周知、啓発をしていきたいと考えている。

(他に「不要となった資源の有効活用について」など2問の質問をしました。)

議会の今後の取り組み

☆ふれあいトーク議会報告会のご案内

～市民皆様のご意見を予算審議に反映させます～

今年度も、市議会の取り組みをご報告させていただく、「議会報告会」を開催いたします。

より多くの市民の皆さまに、議会の取り組みを知っていただきたいと考えております。お気軽にご参加ください。

【開催日時】 2月24日(土) 午前10時から

【開催場所】 消防署2階 会議室

【その他】

事前受付等はありません。お車でお越しの際は、消防署南側出入り口からお入りください。※西側は、緊急車両用の出入り口のため、利用できません。

☆「議会サポーター制度」を始めます！

岩倉市議会では、より市民の皆さまの声を市政に反映させるため、「議会サポーター制度」の創設に取り組んでいます。

その取り組みの第一歩として、下記のとおりパブリックコメントを実施します。皆さまから多くのご意見をいただき、より良い制度としていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【実施期間】 2月1日(木)～3月2日(金)

【実施方法】

- ①岩倉市ホームページ (<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>) → 岩倉市議会 → 議会改革の取り組み → パブリックコメント → 岩倉市議会サポーターと進んでいただき、「4. 投稿フォーム」からご意見を投稿してください。
- ②市役所8階 議会事務局へのご持参、ファクス(0587-66-0055)、電子メール(gikai@city.iwakura.lg.jp)でも受け付けています。

レポート

総務・産業建設常任委員会

◆派遣委員

櫻井伸賢・塚本秋雄
相原俊一・榎谷規子
関戸郁文・伊藤隆信

◆日程

10月17日～10月19日

☆佐賀県基山町 「まち活性化事業について」

周辺に郊外型大規模小売店が進出し、個人経営の小売店の廃業が続き商店会(街)も空き店舗が増えている(基山町の商店会の空き店舗率 平成26年度19・2% 平成27年度21・7%)。

JR基山駅前にある基山モール商店街の空き店舗に保育園を開設し、保育園に子どもを預けている保護者に商店街での割引カードを発行し、駅利用者も含め利用いただいている。

効果として、保育園を新設するときに発生する近隣住民からの反対意見もなく、通常の商店街なら静かなところ、商店街に子どもの声が響いており人の気配を感じる。また、送り迎えの保護者が商店街で買い物済ませて帰宅する光景が見られるようになった。

☆佐賀県鳥栖市 「組織マネジメントの強化について」

具体的には「部長・課長の仕事宣言」である。業務における宣言目標であり、目標達成に向け評価する指標や基本姿勢、重点目標である。従前からある事務事業評価システムから発展させて、「総合計画」の体系に併せた形の宣言になっている。行政の仕事の中には、数値化になじまない業務もあることから、まだ発展の余地がある。



山口県周南市で

☆山口県周南市 「公共施設再配置について」

平成18年から「公共施設見直し方針」を策定し、公共施設の再配置を進めている。具体的には、施設ごとのカルテを作成し、財政的負担がどのくらい発生するかを計算する。並行して各種施設は建設後どのくらいの期間経過しているのか、修繕可能なかの判断をしている。基本的には床面積を削減する方向で再配置計画は進んでいる。

また、市民周知には再配置計画をマンガで解説したものを広報しているのが特徴である。

☆山口県岩国市 「中心市街地活性化事業等について」他

視察項目としては3つあり、
①「中心市街地活性化事業(まちなか商店リニューアル助成、空き店舗活用奨励)」
②「老朽危険空き家の解体費用に対する補助」
③「移住者を対象にした空き家修繕助成」の3つである。

山口県岩国市で



空き店舗率は17・5%から12・9%に低減している。
②「老朽危険空き家の解体費用に対する補助」の「市全体の空き家に対して取り壊し費用(工事費の3分の1 上限30万円)を支援している。平成28年度の補助件数としては15件の利用があった。
③「移住者を対象にした空き家修繕助成」については、中山間部の空き家に対し、移住してくる方を対象に修繕費用を助成している(修繕費の2分の1 上限20万円)。平成28年の実績は3件である。

行政視察

厚生・文教常任委員会

◆派遣委員
鬼頭博和・鈴木麻住
須藤智子・梅村均
木村冬樹・堀 巖
宮川 隆

◆日程
10月10日～10月12日



香川県坂出市で

☆大阪府泉大津市

「訪問型家庭教育支援事業について」

この事業は、不安や悩みを抱える家庭に対して、家庭教育支援チームが対応していくもので、地域の立場から家庭への訪問を通じて、家庭と学校をつなぎ、両者が連携して子どもの教育を行える体制をつくるもので、最終的な目標は学校と家庭が良好な関係を築くことである。長期欠席の改善、保護者の来校数や、学校との連絡が増加した割合はいずれも増えており、効果が表れている。

本市でも、不登校児は年々増加していることか

ら、訪問型の家庭教育を行っていく必要性を感じた。

☆京都府向日市

「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例について」

この条例は、「誰もがいきいきと共に暮らせるぬくもりのあるまち」を目指し、「多くの市民が手話やろう者の暮らしについて学び続けている」ことを明記している。また、条例制定後は各課へ手話リーダーを配置し、朝礼に手話を取り入れたり、職員向け手話研修を実施し、手話に加えて窓口での適切な対応方法を学ぶ

取り組みをしている。現在は、手話動画を制作中で日常生活に関わる内容を紹介する予定とのことだった。

本市も聴覚障害者の実態把握、支援する環境整備を目指し、条例制定に取り組み必要があると感じた。

☆滋賀県草津市

「草津市学校業務改善プランについて」

教育委員会を中心に、様々な業務改善を行っている。教職員が作成した優れた教材や指導案等の電子媒体を登録すると他校の教職員も自由にダウンロードできるポータルサイト「たび丸ネット」の整備をはじめ、チーム学校の取り組みは、非常に充実しており、専門性のあるスタッフやボランティア等も活用し、課題解決、学力向上のため、先生が生徒と向き合う時間を設けている。

本市でも、このような

取り組みを推進できるよう、色々な角度から提案をしていきたい。

「草津市健康都市宣言について」

草津市では、産学公民が連携して健康づくりを推進しており、草津市健康都市基本計画を実際の施策に結び付け、様々な健康づくりに取り組んでいる。特に職員自ら率先して「健康」を目指し、「日頃からの適度な運動」「栄養バランスのとれた食事」「心の健康づくり」「ワークライフバランスの推進」の4点に取り組んでいる。

また、草津川跡地公園を拠点に、歩道や自転車道、多目的広場やガーデンゾーンの利用や民間商業施設などを誘致しており、本市の五条川を健康拠点とする取り組みの参考になった。

☆香川県坂出市 「介護予防・日常生活支援総合事業について」

この事業の特色は、認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターフォローアップ研修、認知症発症予防の運動教室などを行っている。また、早期診断、早期対応のための体制整備として、70歳の認知機能低下者を対象に、訪問スクリーニング検査を実施している。医療・介護等の推進としては、認知症地域支援推進員、認知症カフェの設置、普及。また、地域での見守り体制としては、警察と連携して行方不明者の早期発見、保護体制を整備している。

このように、坂出市は認知症の早期発見・事前対応に力を入れており、特筆すべきは、民間企業や地域住民と協働して、サポート体制の整備を充実させていることである。

本市でも、認知症の実態を把握し、早期に対応が可能な体制整備の必要性を強く感じた。

写真を募集します

岩倉市議会では、市議会だよりの表紙として皆様が撮影した写真を募集しています。写真のテーマは「岩倉らしさ、岩倉への愛着が感じられる写真」です。皆様の応募をお待ちしています。

【応募方法】

- ◆住所、氏名、電話番号、撮影日、撮影場所および写真に添える説明文を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送もしくはメールで応募してください。
- ◆写真の審査は議会広報委員会で行います。応募いただいた写真は返却できませんのでご了承ください。

【郵送先】〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市議会事務局

【メール】gikai@city.iwakura.lg.jp



次回、3月定例会のご案内 ～議会の生の声を傍聴してみませんか～

次回3月定例会は下記のとおり開催いたします。(日程は都合により変更となる場合があります。)市議会はどなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

【開会時間】午前10時 ※3月1日の一般質問は、午後1時から行います。

【場 所】本会議：市役所8階 議場 委員会：市役所7階 委員会室

日	月	火	水	木	金	土
2/25	26 本会議（議案 の上程・説明 施政方針）	27	28 本会議（施政 方針に対する 代表質問）	3/1 本会議（一般 質問）※	2 本会議（一般 質問）	3
4	5 本会議（議案 質疑）	6	7 本会議（議案 質疑）	8 委員会（総務・ 産業建設）	9 委員会（厚生・ 文教）	10
11	12 委員会（財務）	13 委員会（財務）	14 委員会（財務）	15	16	17
18	19	20	21 春分の日	22	23 本会議（委員 長報告、質疑、 討論、採決）	24

【トピックス】

岩倉市議会では、12月定例会で手話通訳者を配置しました。次回の定例会で手話通訳をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。(岩倉市議会事務局 TEL：0587-38-5820 FAX：0587-66-0055)

【編集後記】

岩倉市議会への視察申込実績が1月末で19件となっています。視察受け入れ件数では多い方です。引き続き「議会改革」を進めるために、「議会サポーター制度」導入に向け、市民の皆様の意見を募集しております。また議会報告会を2月24日に開催します。ぜひお出かけください。詳しくは21ページをご覧ください。

議会広報委員会 (◎は委員長 ○は副委員長)

◎櫻井 伸賢

○木村 冬樹

鬼頭 博和

梅村 均

堀 巖

宮川 隆